

南山大学機関リポジトリ運用規程

(目的)

第1条 南山大学(以下「本学」という)は、本学の構成員による電子的な学術研究成果(以下、「学術コンテンツ」という)を南山大学機関リポジトリ(以下、「リポジトリ」という)に登録して保存し、インターネットを通じて無償で公開することにより教育・研究活動の推進を図る。

(登録対象となる学術コンテンツ)

第2条 リポジトリに登録する学術コンテンツは、以下の要件を満たすものとする。

- 1 本学の構成員もしくは機関が編集していること。
- 2 知的財産権に関する法令および本学の規程等を遵守していること。
- 3 名誉、プライバシー等の人権に関する法令および情報セキュリティに関する法令を遵守していること。
- 4 研究審査委員会の審査に付された場合は、その承認を得ていること。

(登録手続)

第3条 リポジトリに学術コンテンツの登録を希望する者は、所定の手続きおよび様式により登録申請を行い、図書館長の許可を得るものとする。

(学術コンテンツの利用)

第4条 リポジトリに登録された学術コンテンツを利用しようとする者は、著作権法等の法令を遵守しなければならない。

(登録の削除)

第5条 リポジトリに登録した学術コンテンツの削除については、以下の場合に認めるものとする。

- 1 登録者が削除を申請し、図書館長が認めた場合。
- 2 図書館長が第2条に照らし公開を不適切と判断した場合。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、教育・研究事務部図書館事務課が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、図書館委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2014年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。